

## 制度全般について

### Q 1. 受付開始はいつですか。

- A. 平成29年4月17日より受付開始しております。  
 先着順で受付し、募集期間内であっても申込件数が予算に達した場合は締切とさせていただきます。

### Q 2. 助成額はいくらですか。

- A. ◆奈良県地域認証材使用住宅助成事業：  
 【構造材】 5m<sup>3</sup>以上 150千円  
 【内装材】 20m<sup>2</sup>以上 100千円  
 ◆奈良県産材使用住宅助成：  
 【構造材】 5m<sup>3</sup>以上 100千円  
 【内装材】 20m<sup>2</sup>以上 50千円

使用量	認証材	県産材
5m <sup>3</sup> 以上	150,000	100,000

使用量	認証材	県産材
20m <sup>2</sup> 以上	100,000	50,000

### Q 3. 補助対象者は。

- A. 地域認証材又は県産材を使用し、持家住宅の新築、増築、改築又はリフォームを行う所有者の方、または分譲住宅の新築を行う事業者が対象になります。  
 賃貸住宅やモデルハウスは対象外となります。

### Q 4. 予定件数はどのくらいですか。

- A. ◆奈良県地域認証材使用住宅助成事業：80件程度  
 ◆奈良県産材使用住宅助成：140件程度  
 を予定しています。(それぞれ延べ件数)

### Q 5. 認証材と県産材を併用した場合、両方の制度の助成を受けられるのですか？

- A. 構造材と内装材の組合せの場合、併用は可能です。併用する場合、申請は1度に行う必要がありますのでご注意ください。構造材同士、内装材同士の併用はできません。証明書はそれぞれに必要です。  
 例) 構造材が認証材、内装材が県産材の場合(逆も)は併用可。

		地域認証材	
		構造材	内装材
県産材	構造材	×	○
	内装材	○	×

## 対象となる住宅等について

Q 6. 分譲（建売）住宅は補助の対象になりますか。

A. 補助の対象となります。

ただし、補助金の交付を受けた住宅であることをポスター・チラシ等に明確に記載しPRすること。実績報告時に提出していただく時に間に合わない場合は、原稿(版)での提出も可。

Q 7. 建売住宅で申請する場合も、建築主の事務委任状は必要ですか。

A. 申請者自らが建築主の場合は必要ありません。

Q 8. 木造枠組壁工法（ツーバイフォー）や木質プレハブ工法は、補助の対象になりますか。

A. 内装材については補助の対象となります。

柱や梁などの構造材として県産材の利用促進を図るため、構造材については、木造軸組工法（在来工法）で建築された住宅を補助の対象としています。

Q 9. 共同住宅や店舗付き住宅は、補助の対象になりますか。

A. 共同住宅は、賃貸目的のものを除き、住宅の部分について補助の対象となります。店舗付き住宅についても、住宅の部分のみ対象となります。（構造材の場合、住宅部分の面積の割合に応じて使用量を算出します。）

Q10. 対象となる部材はどのようなものですか。

A. 構造材については、木造軸組工法（在来工法）の構造躯体における、土台、柱（管柱、通柱及び間柱を含む。ただし、間柱は奈良県産材使用住宅のみ対象。）、大引、梁（小屋梁を含む）、桁、胴差、大引、構造用合板が対象となります。内装材については、室内の見える部分に使用される木材（床、壁、天井材、階段）が対象となります。その他の部材（母屋、棟木、垂木、筋交い、火打ち、束、外壁など）は対象ではありません。

## 申請手続き等について

Q11. 申請書はどこに提出すればよいですか。

A. 認証材、県産材いずれの制度についても、平成29年5月12日までの受付は、奈良県木材協同組合連合会(通称:県木連)にご提出ください。なお、書類については持参または郵送してください。

Q12. 応募多数の場合は、どのようにして補助対象者を選定するのですか。

A. 受付順に審査を行い、補助要件に適合している申請者より先着順とします。

Q13. 申請書提出後にはどのような手続きが必要ですか。

A. 申請内容を審査のうえ補助金の交付及び額の決定を行いますので、その後、補助金の請求を行っていただきます。また、申請内容に不備があれば、適宜補正をお願いすることがあります。

実績報告書は、遅くとも交付決定を受けた年度の3月15日かつ住宅の工事完了後10日以内までに速やかに提出していただく必要があります。

期日までに実績報告書が提出されない場合は、補助金交付決定を取り消します。

## 交付対象者・補助金事務委任を受けた代理人について

### 【留意事項】

- ・補助事業対象者は建築主です。
- ・補助金の申請に関する一切の事務を、建築主から委任を受けた、建築工事を行う業者等（以下「代理人」という）による委任事務とすることができます。

Q14. 委任事務の代理人となれる者はどのような事業者ですか？

A. 申請者と工事請負契約を交わした工事施工業者等を想定しています。

## その他

Q15. 国や他の地方公共団体の制度との併用は可能ですか？

A. 他の補助制度との併用は可能ですが、他の補助制度側の併用に関する要件は、申請者においてご確認ください。